

風水害時における福祉避難所開設の考え方について

- 1 狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプラン（平成 30 年修正）（以下「プラン」という。）上の位置付け
 - (1) 福祉避難所を開設する災害

狛江市内に地震及び風水害その他の災害が発生し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた場合において、市が指定避難所に避難した要支援者等の状況等を判断し、福祉避難所の開設を決定するものとしている。（プラン第 3 章 1（4） 25、26 頁）
 - (2) 福祉避難所等への避難の流れ

指定避難所へ避難したものの、指定避難所の福祉避難スペースでの避難生活が著しく困難な要支援者について、市災害対策本部（災対福祉保健部）において福祉避難所への受入の調整を行うものとしている。（プラン第 3 章 1（5） 26 頁）
- 2 開設の考え方
 - (1) 概要

プランに従い、災対福祉保健部が福祉避難スペースに避難した要支援者等の状況と移送に伴う要支援者等及びその家族並び職員の安全性等を判断し、市災害対策本部が福祉避難所の開設を決定する。
 - (2) 具体的な開設基準

台風災害、豪雨災害等により指定避難所が開設され、開設後 24 時間が経過し、①多摩川、野川等の越水又は内水はん濫が発生した結果、自宅での生活が困難となり、指定避難所における避難生活の長期化が見込まれる場合又は②福祉避難スペースに多くの要支援者等が滞留し、当該スペースの入室可能人数を超過するおそれがある場合
- 3 福祉避難スペースへの災対福祉保健部職員の配置
 - (1) 配置方法
 - ア 災対福祉保健部において、あらかじめ部内職員から構成される福祉避難スペース班を編成するとともに、当該職員が配置される指定避難所を決めておく（交代要員も含む。）。
 - イ 各指定避難所に配置される災対福祉保健部の職員は 2 人以上とする。（保健師及び看護師の資格を有する職員を除く。）
 - (2) 配置職員の役割
 - ア 指定避難所に避難された要配慮者の健康管理とする。
 - イ 要配慮者の健康管理の方法
 - (ア) 福祉避難スペースに配置された災対福祉保健部職員は、福祉避難スペースに振

り分けられた要配慮者を入室させる。

(イ) 当該職員は、定期的に要配慮者の健康チェックを行い、要配慮者に体調に何らかの異常が認められた場合には、災対福祉保健部にその結果を報告する。

(ウ) 報告を受けた災対福祉保健部では、保健師及び看護師の資格を有する職員の指定避難所への派遣等により要配慮者の体調を確認した上で、要配慮者の対応を協議し、適切な対応を行う。

(エ) 保健師及び看護師の資格を有する職員は、定期的に各福祉避難スペースを巡回して、要配慮者の体調確認も行う。

4 水害時避難所開設基本マニュアルへの反映について

今年度中に総務部において本マニュアルを改定していただき、本件を当該マニュアルに反映していただく。